

Response to the EC consultation on the future direction of EU trade policy

28 July 2010

Question 1: Now that the new Lisbon Treaty has entered into force, how can we best ensure that our future trade policy is coherent with the EU's external action as a whole and notably in relation to the EU's neighbouring countries?

質問1：新リスボン条約が発効した今、EUの今後の貿易政策を全体として、また特に近隣諸国との関係において、EUの対外行動に沿ったものとするにはどうすればよいでしょうか？

貿易政策はEUの対外政策上重要であり、the Europe 2020の目的達成に貢献することが必要である。

EUの貿易政策は、まず第一に国際的なコミットメント、特にWTO規定の遵守が求められる。リスボン条約は欧州の更なる統合に資するが、他方で法的措置の採択リードタイムが延びることが懸念される。すなわち、法的措置の準備や法的手続きにおいて、EU諸機関の間の調整により多くの時間が必要となる。そのことがグローバルな経済の発展に合わせた法規定の採択のハンディキャップになってはならない。EU諸機関は、意思決定手続きの遅延を避けるために良い行動基準を見出す必要がある。特に、欧州委員会と欧州議会の全ての委員会（国際通商委員会のみでなく全ての委員会）の間の更なる協力が求められる。

Question 2: Given the importance of boosting growth, creating more jobs and ensuring a more resource efficient and greener economy, how can EU trade policy help? What should the new trade priorities be in the light of the Europe 2020 Strategy?

質問2：成長促進、さらなる雇用の創出、より資源効果が高くより環境に優しい経済の確立といった事柄の重要性を考慮したとき、EU貿易政策はどのように役立つでしょうか？ 欧州2020政策の観点から、新たな貿易の優先事項はどのようなものにすべきでしょうか？

1. WTO全般

EUの貿易政策は、EUの効果的な競争及びグローバルな経済成長に貢献する財・サービス産業の産出向上につながるべきである。EUは新しい時代に適応できず競争力を失った産業に関して再構築を検討する必要があるが、競争力を失った産業を人為的に維持するために貿易政策を乱用するべきではない。The Europe 2020で既に述べられているように、EU産業の将来は高付加価値創造とそれを活用したSmart Productsの産出にかかっている。それ故、EUの貿易政策は、技術革新（イノベーション）と革新的な製品・サービスのグローバル競争力向上に結びつくものでなければならない。

また、ドーハラウンドの成功無しには、技術革新（イノベーション）及び競争力向上の上で重要な、更なる多国間でのルールの合意は非常に困難になるであろう。

グローバル規模での知的財産の公正な保護も必要である。技術革新（イノベーション）の継続は、それに投資した人に対して適切な報酬が与えられることによってのみ可能である。

しかし、最も重要なことは、国際的なレベルで規制の調和である。市場開放が相互に balan

スが取れたものであれば、産業界は市場参入障壁が無いという恩恵を受けることになる。

2. Greener Economy

貿易政策は環境に対しても、より大きな注意を払う必要がある。環境にやさしい製品、またエネルギー効率の高い製品の製造および貿易を促進する必要がある。環境物品サービスに対してインセンティブを与える制度は、この目的において有益である。

3. GSP(Generalized System of Preferences)

GSPの新原産地規則は2011年1月1日から実施される予定である。最近の進展状況をみると、この予定に遅れが出る懸念がある。戦略的且つ健全な事業判断を適切に採ることができるように、産業界にとっては明確で扱いやすいルールが早急に必要である。

Question 3: In addition to continuing to push for a successful conclusion to the Doha Round, how can the EU best pursue overall EU trade policy objectives in the WTO?

質問3：ドーハラウンドの成功に向けた努力を続けることに加えて、EUがWTOの中で全般的な貿易政策目標を追求するにはどうすればよいのでしょうか？

1. ドーハラウンドの早期完了

Question 2 に対する意見で述べたように、EUはまずドーハラウンドの早期完了に向け努力することが求められる。これは法の原則による（ルールに基づいた）貿易環境を構築するために必要である。最近の経済危機の経験は、保護主義的な措置が大きく広がることを防ぐ上でWTOが効果的であることを実証した。WTO加盟国が、継続的且つより一層WTOにおける既存の協議メカニズムを用いることを薦める。これらは、一方的な貿易措置あるいはWTO紛争処理手続きの前に問題解決を図る上で有益である。

紛争処理はあくまでも例外的な措置（最後の手段）であることを認識すべきである。しかし、WTO紛争処理の可能性が単に存在するだけでも、それが抑止になりWTO加盟国が紛争を友好的に解決あるいは貿易の歪みを避けようとする上で既に役立っている。従って、EUが他のWTO加盟国と協力し、WTOの紛争処理制度およびその時間的な効果をどのように改善すべきかを協議していくことを望む。

2. 非特惠原産地規則 Non-Preferential Rules of origin

非特惠原産地規則は原産性を付与する一つのルールで国際統一規則が制定されるべきである。国際統一規則の制定が困難な品目に対しては、いわゆる“decoupling” method（貿易救済目的の規則と他の一般的な目的の規則とを区別する方式）の採用を検討すべきである。特定品目に対するデカップリング方式の採用により、一般貿易においてCTCルールの適用など産業界にとって有効な統一規則の制定が可能となる。したがって、WTOの場でEUが他のWTO加盟国と協力し、“decoupling” methodの採用について協議していくことを望む。

Question 4: Do our current FTA negotiations provide the right geographic and substantive focus for our bilateral trade relationships in the context of the 欧州2020

strategy?

質問4：欧州 2020戦略に照らして、現在のFTA交渉はEUの二国間貿易関係に適切な地理的・実質的焦点をもたらすものとなっているのでしょうか？（現在の二国間FTA交渉先の地理的・実質的な妥当性如何）

1. EU-Japan EIA

日本のITエレクトロニクス産業は、生産、販売、研究開発など幅広いビジネス活動を長期にわたってEUで友好的に行っており、実際に多くの雇用を生み出してきた。既に欧州の企業市民である日本のITエレクトロニクス企業にとって、日本とEUの間の取引のほとんどが、自らの会社の中での取引になっている。このため、EUが世界各国に等しくオープンで歪みのない貿易投資構造を持つことは、グローバルにオペレーションを展開しているITエレクトロニクス産業にとって、死活的に重要である。またそれは同時に、EUの消費者や企業の利益ともなり、経済成長を促すことになる。特に、AV製品に対しては依然として高関税が残っていること（TV14%、DVDプレーヤー14%、ビデオカメラ最大14%など）、部品関税の免除措置の継続性（LCDモジュール5%）について、JEITAは引き続き懸念を持っている。

一方で、WTOのドーハラウンド交渉の停滞という現実を考えると、二国間の自由貿易協定（FTA）の重要性が増していることは否定できない。このような状況の下、新興国だけでなく、EUにとって主要な戦略的貿易パートナーとの間で、規制対話や経済・貿易協力を越えた、ハイレベルな自由貿易協定の締結を進めることは、the Europe 2020の実現に確実に資するであろう。EUの既存のFTAおよび現在交渉中のFTAの動きを歓迎する。その一つとして、EUが日本との経済統合協定（EIA）を早期に結び、相互の貿易投資の経済交流を拡大するために、EU-Japan EIA締結に向けての交渉を早期に開始するよう要請する。また、ハイテク製品・サービスや環境物品・サービスの貿易自由化を重点課題の一つとして交渉を進めるべきである。

Question 5: Should the EU now try for closer economic integration and cooperation with such partners? What is the best way to further facilitate trade and investment, overcoming regulatory differences that may have the effect of barriers to trade and deepening our trade relationships with these important economies?

質問5：現時点でEUはそうしたパートナーとの経済統合や経済協力を一段と緊密にするための努力をすべきでしょうか？ 貿易の障壁となりかねない規制の相違を乗り越えて、貿易と投資をさらに促進し、こうした重要経済国との貿易関係を深める最良の方法とはどんなものなのでしょうか？

日本とEUは相互にとって重要な市場である。特にイノベーションや産業・研究開発、環境分野での協力拡大が期待でき、the Europe 2020の目標であるSmart GrowthやSustainable Growthの実現に大いに寄与する。自由貿易協定より更に包括的な内容を含むEU-Japan EIAの交渉を進めることにより、EU企業にとってビジネス上の負担になっている規制の差異についても、解決が見出されることが期待できる。

Question 6: How can the EU improve the effectiveness of regulatory dialogues?

How can the EU promote the establishment of and greater recourse to international standards without compromising legitimate public policy choices?

質問6: EUが規制対話の効果を高めるにはどうすればよいのでしょうか? 合法的な公共政策の選択で妥協することなく、国際基準の確立を進め、国際基準への依存度を高めるにはどうすればよいのでしょうか?

1. 対話の強化・促進

同じ考えを有する国々の関係当局間で技術レベルでの規制に関する対話の強化が必要である。既成の対話や既存の規定・慣習に対する変更は、紛争を建設的に且つできるだけ早く解決することを目的として、早い段階で協議されるべきである。そのためのメカニズムはすでに存在している（例：TBT委員会、既存の二国間対話）が、これらのプラットフォームはもっと効果的に、また実践的に用いられることが可能である。

加えて、互いに矛盾のない規制アプローチをとるために、関連当局は様々な分野（電気通信、環境、エネルギー供給、商業運輸サービス、建設等。規格や適合性評価を含む）において更なる協力を進めるべきである。

2. イノベーションの推進

国際標準については、新技術の出現や既存の国際標準が陳腐化していても、One Standard One Testの原則に拘泥するがゆえにイノベーションが阻害されるという懸念がある。技術基準は技術進歩に合わせて適切にメンテナンスされることが非常に重要である。また、国際標準を決定する国際機関や手続きにおいて、国際機関を限定せず、決定手続きの公正・透明性を基準に判断することも、合わせて重要である。

Question 7: How can the EU, and in particular trade policy, help to secure a reliable and sustainable supply of raw materials by third countries?

質問7: EUは、特に貿易政策において、第三国からの原材料供給の安定性と信頼性の確保にどのように役立つことができるのでしょうか?

国際的な資源獲得競争の過熱は世界秩序にとって好ましくない。先進経済社会の責務として、省資源・代替資源の技術イノベーションを先導し、より好ましい世界秩序の形成に貢献すべきである。

Question 10: How can trade policy best support green and inclusive growth around the globe including through Sustainability Impact Assessments?

質問10: 世界各地の環境に配慮した包括的成長を適切に支援するには、持続可能性影響評価の他に、貿易政策でどのようなことをすればよいのでしょうか?

1. 環境物品サービスの貿易自由化

環境物品サービスの貿易自由化での積極的な取り組みに期待する。我々は地球規模の気候変動問題に直面しているが、環境にやさしい技術を世界レベルで導入することは、同問題解決に向けて

の成功の鍵である。加えて、環境にやさしい製品・技術は技術革新に拍車をかけ、その結果として産業が発展し、経済成長するための助力となる。またそれは、グローバルな開発政策の一環として行われるべきである。なぜならば、途上国のエネルギー効率の向上は、支援・促進せねばならない問題だからである。したがって、EUは環境にやさしい製品およびサービスの貿易自由化に焦点を当てた、WTOの環境物品サービス協定の交渉と締結を推進すべきである。WTOの環境物品サービス協定に関しては、エネルギー効率の高い製品がその中に含まれるべきである。これらの製品は市民が日常生活で使用するものであり、省エネに直接的に貢献するからである。また、気候変動問題に関する市民の意識を高めることにも貢献すると考えられる。

環境親和性が高い製品の関税を引き下げることにより、環境への負荷を下げることに貢献する物品が、貿易を通して早く広く世界中に伝播することが可能になる。また、環境物品サービスのバリューチェーン(開発⇒製造⇒販売⇒サービス)を通じて、経済の早期回復、イノベーションの推進、CO2排出量削減、ライフスタイルの変化に寄与し、イノベーションや技術による地球温暖化問題解決への大きな貢献となる。この際、代替エネルギーを作る製品と同様に、省エネ製品のCO2排出量削減への貢献が正当に評価されるべきである。地球温暖化対策を進めるにあたっては、創エネ、蓄エネ、省エネの全てが必要である。省エネの技術開発を促進し、世界に早く広くその技術の恩恵を普及させることにより、より小さな費用で大きな成果を得ることができる。環境物品サービスの貿易自由化の議論を活性化し、WTOでの環境物品貿易自由化の早期実現を期待したい。

また、製品におけるエネルギー効率の評価手法の開発や政策提言などの活動に関しては、現在、推進されているICT4EEに見られるように、その初期段階から他国の政府および関連団体と連携することで、グローバルに受け入れが可能な成果を目指すことが重要である。

2. 法律および規則

EUの環境法はEU以外の国・地域のモデルになりつつある。EUがグローバルなレベルで環境分野をリードし、持続可能な経済に向け貢献していることは評価に値する。特に、グローバルサプライチェーンにより、EUの環境法はグローバルな貿易に大きく影響を与えている。従って、EUの法律は世界規模の影響を考慮し、適切に作成されなければならない。

例えば、

- 1) REACH規則: 届出では対象物質のインフォメーションの提出を要求している。例えば、日本ではサプライヤーに詳細な情報を要求することを困難にする法律も存在するため、対応は困難である。EUは域外から輸入する企業の実態も考慮すべきである。
- 2) RoHS指令: REACHでリスクに基づいて化学品の規制を行うという動きがあるにもかかわらずEUはRoHS指令の対象物質品目を拡大するという動きをとっている。これは、科学的なアセスメント結果を反映していない物質(例:ビスフェノール等)も含んでいる。

一般的に、規則は調和された形で実施されるべきである。規則やニース条約95条(リスボン条約114条)根拠の法規はすべてのEU加盟国でも同一の規制であるはずだが、REACHの何を以って一つのArticle(物質)とするかという議論にもあるように、各国が必ずしも一致しない場合がある。このような曖昧さにより、産業界が全てのEU加盟国の要件を満たすことが困難になる。

Question 15: What initiatives could the EU take and which EU trade policy instruments could we mobilise to complement and reinforce the 'smart' dimension of the Europe

2020 strategy and facilitate trade in high-tech goods and services?

質問15：欧州2020戦略の“スマート”分野の補完と強化を行うために、またハイテク製品・サービスの貿易を促進するために、EUはどのようなイニシアティブを取り、どのような貿易政策を実施すればよいでしょうか？

1. ITA（情報技術協定）の早期見直し

近年、技術の融合（technology convergence）により、情報通信と家電の融合製品とも呼ぶべき製品が数多く登場している。これは、昨今のイノベーションの重要なステップが技術と技術をどのように結合させ、いかに新しい製品を作り出すかという点であることと密接に関係している。しかし、このような融合製品を関税分類上どのカテゴリーとみなすかについて、解釈の不一致が生じている。その結果、情報技術製品の普及に大きな役割を果たしたITA（情報技術協定）において、先端的なIT製品ほど、その対象とみなされない、あるいは扱いが不確実となる状況が続いている。ITA上の関税分類の不確実性のためにイノベーションが阻害されるようなことがあってはならず、その本来の趣旨であるIT製品の普及促進のため、そしてその結果何よりもイノベーションが促進され、その効果が世界経済に波及するため、ITAが正しくメンテナンスされ、アップデートのプロセスが実行されることが、技術革新が続く現代においては、以前よりも更に重要になっている。ITA附則第5項にあるように、EUと日本を含むITA加盟国は、1996年の合意時点でこういった技術革新を予測し、WTOの場で継続的に対象品目のリストをメンテナンスすることになっている。WTOのITAに関する紛争処理パネル最終決定により、全ての関係者がWTO条項（ルール）に応じるものと期待する。その上で、他のITA参加国と共に対象製品のレビュー、拡大およびIT製品に関する関税障壁の撤廃に関する検討を進めるべきである。EU政府がそのような動きを強く推進することを期待する。あわせて、ITA加盟国の拡大に向けた努力も必要である。

2. 多国間での取り組み推進

EUはtariff peakを下げる野心的なドーハラウンドのNAMA交渉の締結に向け他国と協力すべきである。

上述したハイテク製品・サービスの貿易促進により、“スマート”分野の補完と強化が進むだけでなく、the EU 2020が目指す持続可能な経済成長に資する省エネルギー製品の普及も進展すると考える。

Question 16: How can the EU best safeguard its firms or interests against trading partners who do not play by the rules? Are the existing tools and priorities sufficient to address unfair competition from third countries?

質問16：EUは、ルールに反している貿易相手から、どうすれば企業や利益を適切に保護することができのでしょうか？ 既存の手段や優先事項は第三国による不正な競争に十分に対処できるのでしょうか？

EUは、不公正貿易に対してWTOの規則に従い調査を開始し貿易救済措置をとることが可能である。このような国際規則の遵守は、恣意的で保護主義的な措置に対する非常に重要な予防手段である。現在のWTOメカニズム、そしてその他の協定に規定されている手続きは十分に機能

していると考える。

Question 17: How can the EU best safeguard its firms or interests against major trading partners who maintain an asymmetric level of openness and resort to protectionist measures? Are the existing tools and priorities sufficient to address practices such as keeping EU suppliers out of government procurement markets, market access restrictions, restricted and insecure access to energy and raw materials?

質問17：不均衡な開放性を維持し、保護主義的手段に訴えている主要な貿易相手国から、EUの企業や利益を適切に保護するにはどうすればよいでしょうか？ EUの供給業者が政府調達市場から締め出されたり、市場アクセスを規制されたり、エネルギーや原材料へのアクセスに制限を加えられたりしたとき、既存の手段や優先事項はそうした行為に十分に対処できるのでしょうか？

一方的な報復措置は、市場開放性の欠如に対する正しい答えではない。

現在EUが焦点を当てている、市場参入、非差別的な調達に関する商慣行、エネルギー・原材料の確保は、域内産業の利益を保護する上で十分であると考えます。現在、EUの産業界、問題となる国に立地するEU代表部、またEUの市場アクセス担当官は、問題となる国々で市場参入に関する問題を発見し、それらの解決に向け該当国当局との早急な協議が実施されていると考える（例：日EU規制改革対話）。この分野では、その他の追加的なツール、手続きなどは必要ないと考える。

Question 18: What else can EU trade policy do to further improve the protection of IPR in key markets?

質問18：主要市場におけるIPR保護をさらに強化するために、EU貿易政策は他にどんなことができるのでしょうか？

1. 欧州委員会がFTAを交渉中の国々、あるいは締結した国々においては、IPR（知的財産権）保護を促進・強化することが可能である。実際に、EUのFTAには、IPRの効果的なレベルの保護および強化を達成する目的で、知的財産に関する章が含まれていると考える。
また、模倣品に関する以下の現在進行中のイニシアティブを歓迎する。
 - 他国と連携してのACTA（模倣品・海賊版拡散防止条約）の推進
 - IPRを侵害している嫌疑のある製品に対する税関の対応に関する規則の見直し
 - 第三国との知的財産対話（Intellectual Property Dialogues）からトレーニングプログラム、キャパシティビルディングに及ぶ、IPRに関する国際協力の強化
2. 著作権に関しては、今後著作物の配信がますます盛んとなるであろうこと、インターネットには国境がないこと、配信においては技術的に複製に制約をかけることが可能であること等を考慮すれば、著作物の複製権の保護は、EU内外を問わず、技術を背景とする許諾を中心に考えざるをえない。従って、EU内の著作権補償金制度については縮小・廃止をし、配信に伴う許諾を中心に、著作物の複製権の保護を考えていくべきである。

3. 特許権の保護を的確に行うためには、事業展開、商品発売さらに知財ライセンス交渉などの時期に遅れないように特許審査を完了して権利を成立させることが重要である。この観点から見ると欧州特許庁の審査期間については日米と比較しても遅れがちであり、例えば商品発売などに特許権取得が遅れ特許保護がされない空白期間が生じる懸念があり、EUとして審査促進の政策を取ることが望まれる。

Question 19: What more should the Commission do to ensure that trade policy becomes more transparent and to ensure that a wide variety of views and opinions is heard in the policy-making process?

質問19：貿易政策の透明性をさらに高め、政策策定プロセスでさまざまな見解や意見を拾い上げられるようにするために、欧州委員会はさらにどんなことをすべきでしょうか？

1. パブリック・コンサルテーションの継続実施

欧州委員会が EU の将来の方向付けに関する広範囲なパブリック・コンサルテーションを始めた。この現行のイニシアティブはよい例である。将来の EU の政策を形成するために様々なものの見方、意見を多数集めることは重要である。同様のイニシアティブが、将来の EU の GSP 制度に関しても最近行われているが、このようなパブリック・コンサルテーションは継続されることが望ましい。

2. 通商関係のコンサルテーションの実施

貿易政策は利害関係者との定期的な会議からも得られることがある。EU 機関と製造者、輸入者またユーザーとの間で定期的にコンサルテーションや情報共有を行うことは有益だと考える。

3. 透明性の確保

例えば反ダンピング、反補助金、セーフガードあるいは貿易障壁規則に対する透明性を強化するための以下の措置が望まれる。

- (1)関係者への訴状内容へのよりよいアクセスを確保する
- (2)調査開始の通達においてより詳細な情報を掲載する
- (3)提訴の日から、訴状を公表する
- (4)意思決定手続きをより透明性のあるものにする
- (5)特に反ダンピングについては、政府間の事前通知制度を確立する